

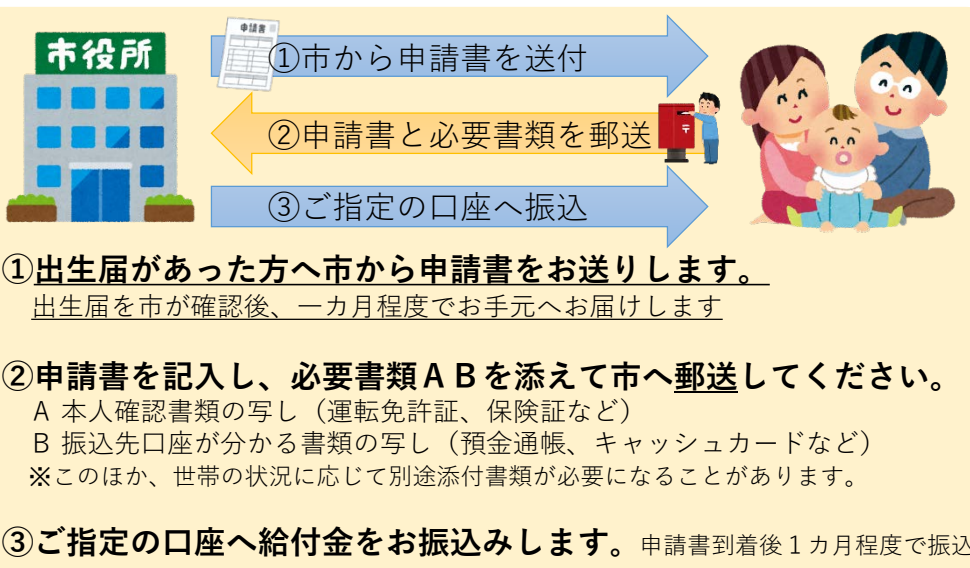
新生児臨時給付金のお知らせ

新生児お一人につき **10万円** を給付します

松戸市は、コロナ禍において不安を抱えながら出産を迎え、新たにお子さんが生まれた世帯に対し、経済的な負担の軽減を図るとともに、お子さんの健やかな成長を応援するために10万円を給付します。



給付額	新生児お一人につき10万円
対象者	次の①②両方の要件を満たす方 ①令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれたこと ②生後初めての住民登録が本市であること※ ※ただし、生後初めての住民登録が他市区町村であっても、里帰り出産であると認められる場合は対象とします。
申請者	①から③までを全て満たす方、または④の方 ①申請時において給付対象者と同一世帯の父親又は母親であること ②本市での居住実態が明らかなこと ③他の市区町村から同趣旨の給付金を受給していない(しない)こと ④その他市長が必要と認める者
申請期限	令和3年4月30日(当日消印有効)



お問い合わせ

松戸市役所 市民自治課 新生児臨時給付金担当室
電話：047-712-2351

